

六角橋商店街公式ルールブック



六角橋商店街地区

シートモデル作法集

ある意味、わりと最先端なまち
六角橋商店街連合会





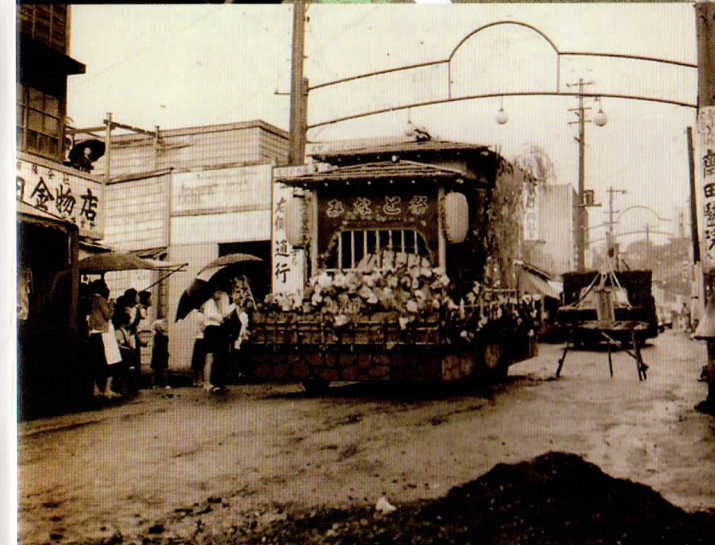
六角橋商店街の昭和 ストロなまちづくり

六角橋商店街は、戦後の日本の発展と共に成長してきました。そして、現在でも昔懐かしい様々な種類の商店が混在する宝石箱をひっくり返した様な、魅力的で、力強い昭和のただずまいを残す地域密着型の商店街です。六角橋商店街では、この歴史的な商店街のまちなみを後世に残すため、平成26年認定された横浜市地域まちづくり推進条例に基づく「六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）」に基づき、「人と人とのふれあいのまち」、「安心安全なまち」、「次世代へと受け継がれるまち」をコンセプトに様々なまちづくりの取組を行っています。



1 火災に強います

安心・安全なまちづくりをめざし、建物やアーケードの不燃化を進め、防災・防犯の取組を徹底します。定期的な消防訓練を神奈川消防署や地域町内会と連携して行います。また、防災に関する研修会や情報発信を実施していきます。



2 ふれあいのまち

お年寄り、子育て世代、学生、子供、誰もが気軽に買物できる商店街として、地域の人々と共に歩んでいきたいと思っています。何度でも訪れたくなるまちとして、歩きやすい歩行環境の整備、店主さんと会話がはずむお店づくり、利用者のマナー向上を促進します。



3 次世代に残したいまち

昭和レトロな商店街の心温まる風景を後世に残すため、六角橋商店街らしいまちなみの保全を目指します。地元神奈川大学と連携したまちなみ研究、次世代の担い手育成、個性的なイベントなどを実施していきます。





六角橋商店街地区に調和 した建築物等（推奨例）

六角橋商店街では、火災に強く、魅力的な昭和レトロのまちなみを保全するため、以下の項目について、基準を定めています。（詳細は、六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）参照）



商店街のこだわり

新しくても昭和レトロを感じて欲しい…

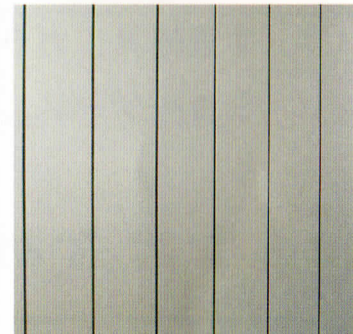
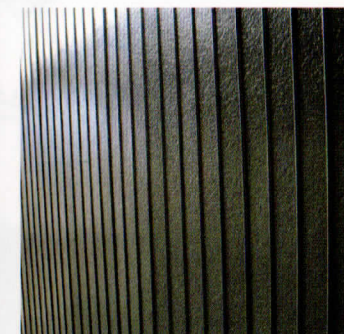
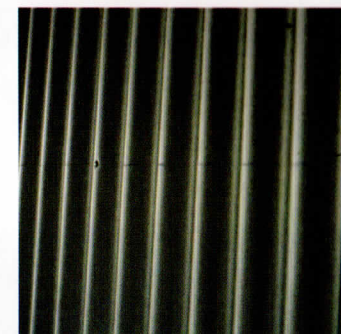
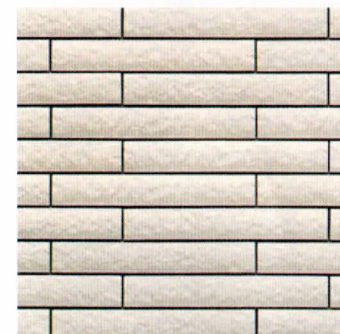
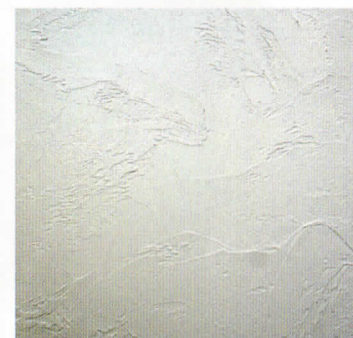
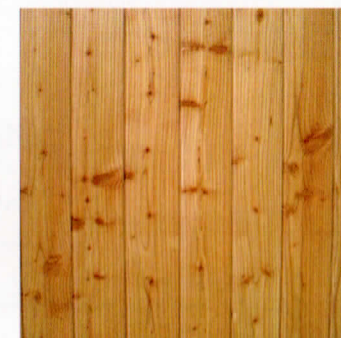


おすすめ！外壁素材

下見板張り、羽目板張り、角波、波板、れんが調、陶器質タイル、フラット金属 など

木とカトタンかなあ…

外観は、歴史的なアンティーク風…



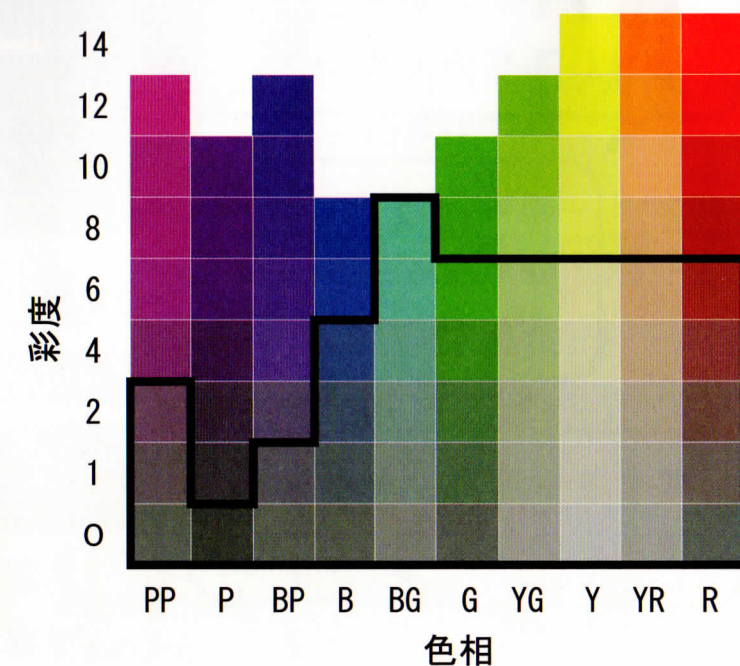
おすすめ！色づかい

原則、全色OK

（右図は推奨する外壁の基調色）

年をかさねると深みが出る
味わいのある地がいい…

商店街やまわりのお店
と一緒に賑やかになる
色がいいな～



商店街のこだわり ②

コンセプトは「落ち着き」「シンプル（整然）」
「個性的な味わい（歴史・文化）」です！

！ おすすめ！ 店がまう



木製建具、ガラス開口部、ワゴン、
ショーケース、ショーウィンドウなど

おもちゃ箱をひっくり返した
ようなバラエティのある商店街
であって欲しい...

お店の中が分かる
開放的な雰囲気の
お店がいいなぁ...

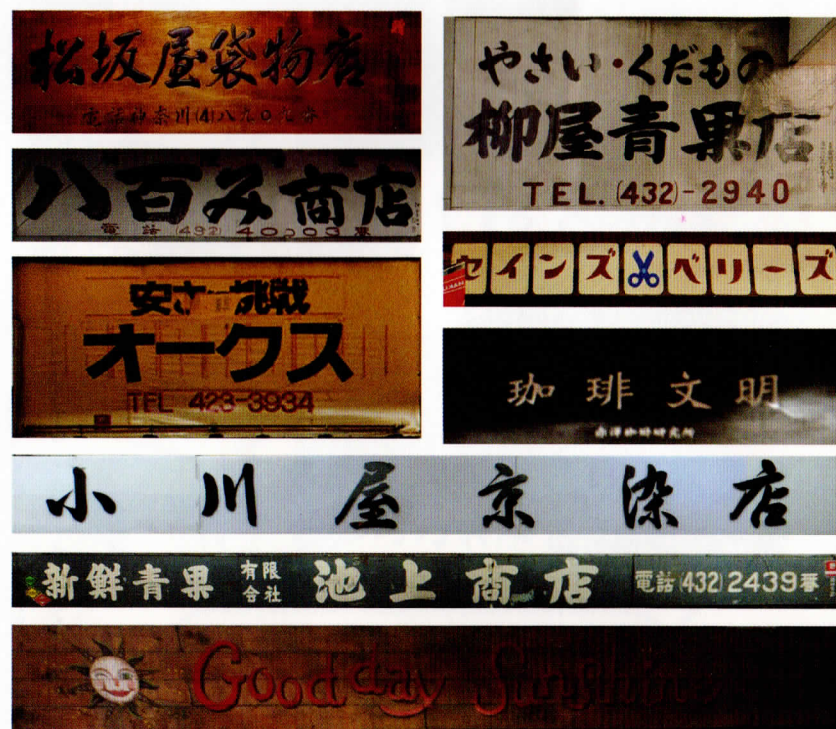
通りからお店に入りたい！
通りからお店の商品がみたい！

！ おすすめ！ 看板

歴史・文化を感じる看板
看板文字・デザインに
懐かしさを感じたい...

昭和30～40
年代風のデザイン
が好き

手書き風看板、木製看板
温かみのある看板がいい



木製看板、シャッター兼用看板、庇兼用看板、
手書き風看板、外壁に直接描かれた看板など

！ おすすめ！ 店舗装飾



のぼり、のれん、裸電球、すだれ、
植栽、オブジェ（人形・時計等）、
商店街・店舗イメージに合う装飾

いつも商店街が賑わっている
雰囲気になりたい（開店・閉店時）

2階にも昔ながらの
雰囲気を出したい...

温かみを感じるものが欲しい...
昭和期のイケイケな感じもいい



商店街のこだわり ③

お客さんが元気になる居場所づくり

！ おすすめ！ 心意気

高齢者、子育て世代、子供が
気軽に来れるといいなぁ...

品物はいきもの...
お客様とコミュニケ-
ーションがとれる
機会を増やしたい...

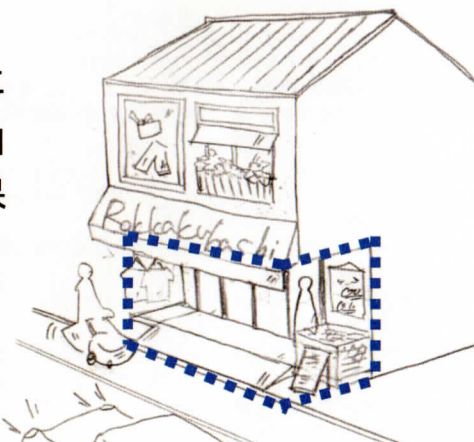


休憩場所（ベンチ）
荷物置き場等の設置

御用聞き等のサービス
の推奨

敷地内に
「店先空地」
を確保

※店舗の商品等
のせり出しを防
ぎ、通りとの段
差を解消させる
ための空地



「敷地 A ふれあい通りのみに接する敷地における建築物等」に関する基準

■安心・安全に滞在できる設え 以下の設えを推奨

ア 高齢者及び子育て世代等が安全に利用できる設え／イ 消火活動及び避難活動が行える設え

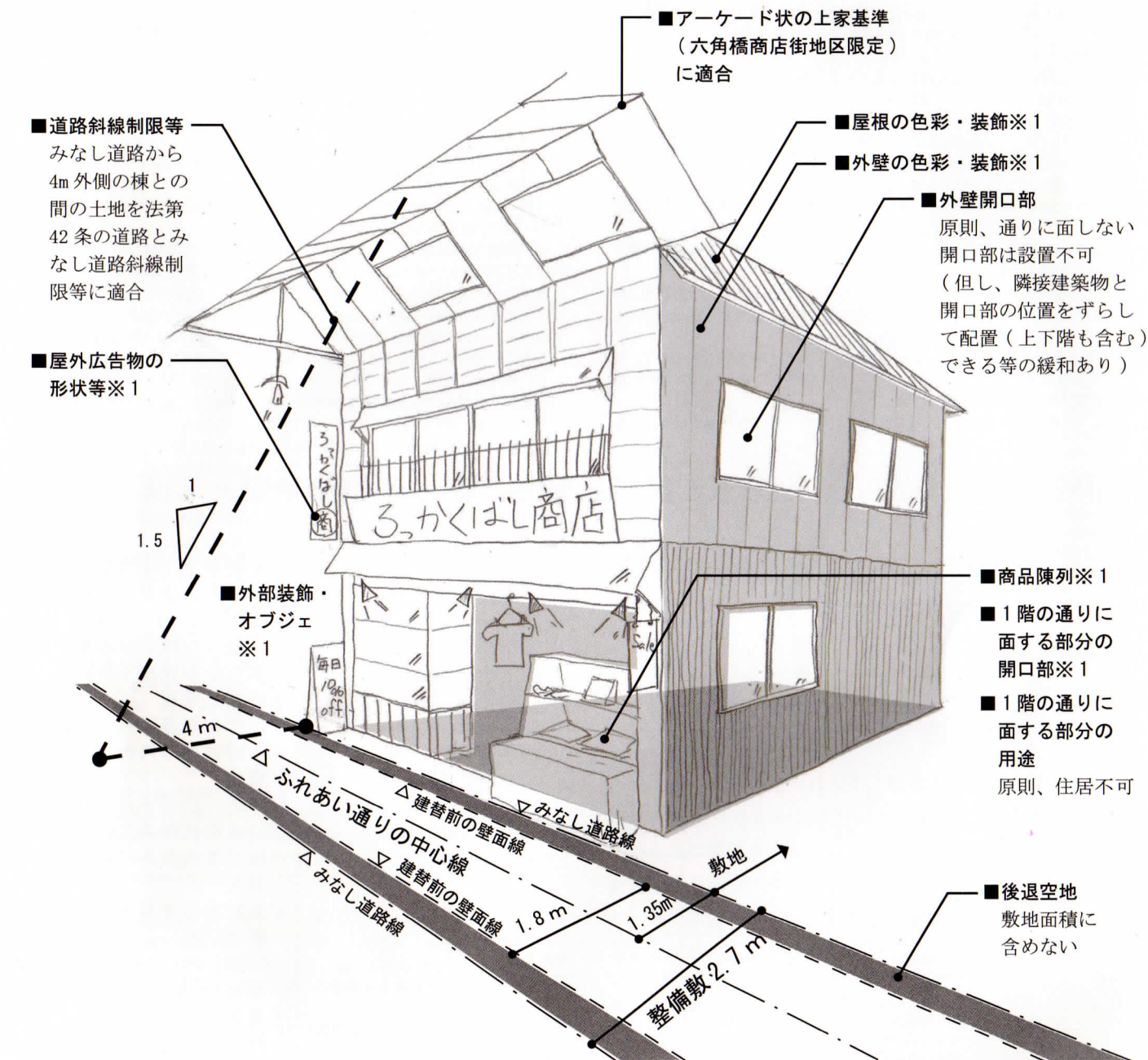
■連続した賑わいのあるまちなみ保全 以下の設えを推奨 ※1

ア 1 階の通りに面する部分は、客用の出入口、販売カウンター、ショーケース、ショーウィンドウ等により、審査委員会が認める形態の開口部を設けること

イ 建築物の屋根及び外壁の色彩又は装飾は、六角橋商店街地区の景観と調和したものであること

ウ 屋外広告物、商品陳列等の位置、大きさ、設置方法、色彩等は、六角橋商店街地区の景観と調和したものであること

エ その他、審査委員会が推奨する設えとすること



■用途・規模

六角橋商店街地区との調和が図れるもので、次のいずれかに該当

ア 延べ面積 100 ㎡以内の事務所・店舗等

イ 事務所・店舗等の延べ面積が 100 ㎡以内の兼用住宅

ウ 建替える場合は、従前と同一・類似用途で同一規模（法第 43 条第 2 項の規定に基づく横浜市建築基準条例の適用対象は除く）

エ 延べ面積 100 ㎡以内の事務所・店舗等併用長屋・共同住宅等

■構造

耐火建築物、又は、外壁・軒裏が 1 時間準耐火構造

■階数 2 階以下

■火気使用器具又は設備等

設置する場合、横浜市火災予防条例第 4 条の基準に適合させるものとし、事前に神奈川県消防署の指導を受けること

■空調機の室外機、換気扇の排出口等

原則としてアーケード内に設置しないこと

■防災の取組

■安心・安全な商業環境の保全の取組

(アーケード状の上家に関する基準)

第 10 条 アーケード状の上家は、交通上、安全上、防火上、衛生上、避難上及び消火活動上支障のないもので、横浜市が作成する「アーケード状の上家基準（六角橋商店街地区限定）」によらなければならない。

(防災の取組)

第 11 条 土地の所有者等及び六角橋商店街連合会は、防火、防災上安全な商店街を構築するため、関係法令等の規定を遵守するほか、次に定める対策を推進するものとする。

- (1) 連合会全体で防火・防災に取り組み、研修会等による知識及び技術の向上の取組を 1 年に 1 回以上行うこと。
- (2) 火災等の災害の発生に際し、初期消火及び避難等を効果的に行うため、消火及び避難並びに消防隊との連絡等について、防災訓練を 1 年に 2 回以上行うこと（六角橋東町内会または地元消防団と連携した訓練を含む）。
- (3) 火災を発見した際、まず、第一に 119 番通報を行い、その後、来街者及び周辺店舗等に注意を促すこと。
- (4) 円滑な初期消火及び避難等を円滑に行うため、六角橋商店街地区内に適切な設備を設置するとともに、定期的な点検を行うこと。
- (5) 円滑な初期消火及び避難等を円滑に行うため、消火経路及び避難経路、避難場所の整備・定期的な点検を行うこと。
- (6) 防火や防災に関する設備及び避難場所、避難経路について案内板等で場所の明示を行うこと。
- (7) 連合会で組織する自衛消防組織（隊）に必要な設備・装備等は、連合会の責任において整備し、火災に際して使用できるよう維持・管理すること。
- (8) 以上に規定する他、（仮称）「六角橋商店街地区 安心・安全まちづくりリーフレット」を参照するものとする。

(安心・安全な商業環境の保全の取組)

第 12 条 ルールの対象区域内で営業を行うものは、商業環境の保全のため、次に定める取組を行うものとする。

- (1) 機材音が発生する場合は、周辺店舗及びお客様に迷惑のかからないようにすること。
 - (2) 営業上発生したゴミを廃棄する場合は、事業系ゴミとして、連合会指定の事業系ゴミ袋等を必ず使用すること。
 - (3) 営業上発生したゴミは、ふれあい通り及びふれあいのまち通り、法第 42 条に規定する道路沿いの景観及び交通を阻害しないよう配慮し、指定された時間に、指定された場所に置くこと。
 - (4) 店主又は店員の搬入用車両等は、ふれあいのまち通りへの長時間の駐車を避けること。
 - (5) 広告物、商品等は、道路及び整備敷にせり出さない等、通行の妨げにならないよう努めること。
 - (6) 建築物等には、休憩場所等の利用者が滞在できる設えを推奨する。
- 2 六角橋商店街地区において以下の禁止行為の周知・改善に努めること。
- (1) 歩いて喫煙する行為
 - (2) 横に並んで歩く等、車・歩行者の交通を阻害する行為
 - (3) 夜間大声を出す等、周辺店舗及びお客様、周辺住民に迷惑をかける行為
- 3 六角橋商店街地区において、防犯カメラの運用や定期的な防犯活動に努めること。

第 3 章 ルールの運用

(ルールの運用組織)

第 13 条 ルール全般は、審査委員会が運用する。

2 審査委員会は、連合会に加入する各組合より委員を 1 名以上必要数選出することとする。

3 審査委員会には、委員長を 1 名、副委員長を 1 名置くものとする。

4 審査委員会には、外部の学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

5 審査委員会は、ルールの遵守状況について、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 第 16 条に規定する申請の審査
- (2) 六角橋商店街地区のまちなみの確認・調整
- (3) ルールに関わる広報・周知

6 委員長は、六角橋商店街地区のまちなみの確認・調整の結果について、審査委員会の意見を聞いたうえで、審査委員会の広報紙や掲示板等にて公表することができる。

7 審査委員会は、（仮称）六角橋商店街地区レトロモデル作法集に基づき審査を行うものとする。

(ルールに基づく審査の適用を受ける行為等)

第 14 条 ルールに基づく審査の適用を受ける行為等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の区画形質の変更（敷地の分割、道路の新設、切土、盛土等）
- (2) 建築物の建築（建築物の新築、増築、改築、移転。塀、日よけ、フェンス等の設置）
- (3) 工作物の建設又は設置（看板、案内板、自動販売機、電柱等の設置）
- (4) 建築物等の用途の変更（事務所から飲食店等、車庫から物販店舗等）
- (5) 建築物等の形態又は意匠の変更（外壁の変更、屋根の葺き替え、看板の取り替え等）
- (6) その他、ルールに抵触する行為

(事前相談及び申請の窓口)

第 15 条 前条の各号に掲げる行為等を行うものとする者（以下「行為者」という。）は、次条の申請の前に、審査委員会に事前相談を行わなければならない。但し、審査委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 ルールの行為者との窓口は、六角橋商店街事務所とする。

(申請)

第 16 条 行為者は、建築確認などの申請の 40 日前（申請の必要のない行為においては、原則として、工事着工の 30 日前）までに、審査委員会に申請を行わなければならない。

2 行為者は、前項に規定する申請にあたり、「建築等の六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）の適用を受ける行為等に関する申請書」（様式 1）を正本 1 部・副本 1 部を提出すること。

(審査委員会の開催)

第 17 条 審査委員会は、原則、毎月 1 回、開催される。

(臨時審査委員会の開催)

第 18 条 臨時審査委員会は、委員長が、臨時的協議・審査が必要であると判断した場合、開催される。

(計画の開示・説明会の開催)

第 19 条 行為者は、審査委員会から事業内容の計画の開示や説明会の開催を求められた場合、これに協力しなければならない。

2 行為者は、前項の説明会を開催した場合、議事録を作成し、すみやかに、審査委員会に報告しなければならない。

(建築行為等の再検討の要請)

第 20 条 行為者は、第 16 条の申請に関して審査委員会から不適箇所についての再検討を求められた場合、誠実に対応し、再検討の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(違反者への罰則)

第 21 条 審査委員会は、ルールの規定に従わない者について、事前に通告を行った上で、改善の姿勢が認められない場合、違反の事実を広報紙や掲示板等にて公表することができる。

(ルールの見直し)

第 22 条 審査委員会は、まちづくりの課題や取組状況を点検し、必要に応じてルールの見直しを行うものとする。

(ルールの変更又は廃止)

第 23 条 審査委員会は、ルールの変更又は廃止を行う場合、連合会総会にて、連合会規約に基づき決定を行うものとする。

(委任)

第 24 条 ルールの運用に関し必要な事項は、連合会の協議により別に定める。

(附則)

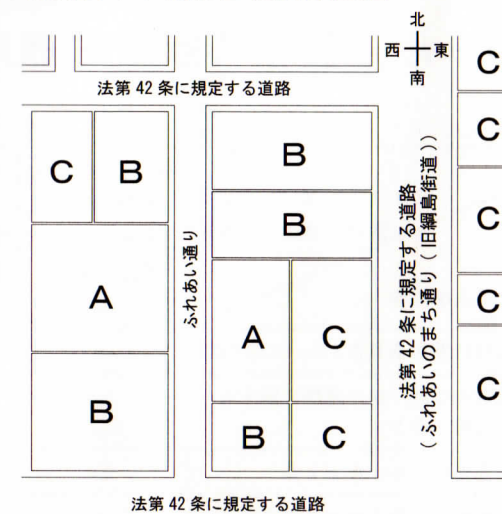
1 ルールの締結日において、現に存する建築物等又は工事中の建築物等が、前第 6 条から前第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合においては、前第 6 条から前第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定は、適用しない。

2 ルールの締結日の後に、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は店舗等の用途の変更を行う場合には、関係法令等に適合させるほか、このルールの規定を適用するものとし、横浜市建築局、消防局及び神奈川消防署の指導を受け、防火、防災上安全な商店街を構築しなければならない。

3 ルールは、平成 26 年 4 月 4 日より施行する（横浜市のルール認定の日を予定とする）。

4 ルールの策定に伴い、平成 25 年度に認定された六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）は廃止とする。

「別紙 2 敷地種別図」



敷地 A 第 9 条第 2 項に該当する敷地

（ふれあい通りにのみ接する敷地）

敷地 B 第 9 条第 3 項に該当する敷地

（ふれあい通りと法第 42 条（ふれあいのまち通りを含む）に規定する道路の両方に接する敷地）

敷地 C 第 9 条第 4 項に該当する敷地

（法第 42 条に規定する道路のみに接する敷地）

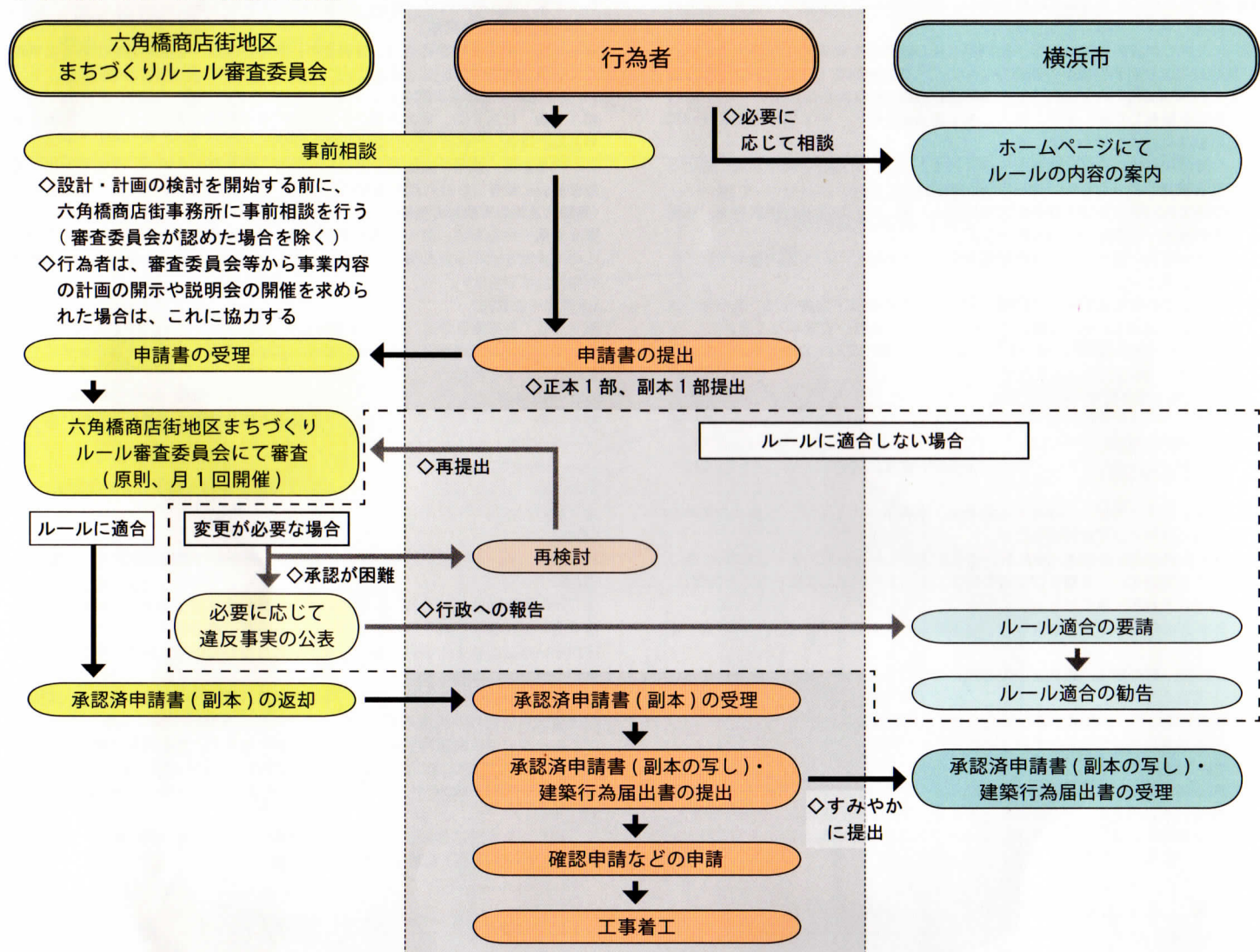
事前相談及び申請の流れ

◇ルールに基づく審査の適用を受ける行為等：

- 土地の区画形質の変更／●建築物の建築／●工作物の建設又は設置／
- 建築物等の用途の変更／●建築物等の形態又は意匠の変更／
- その他、本ルールに抵触する行為

◇申請書提出期限：

建築確認などの申請の 40 日前まで（申請の必要の無い行為においては、原則として、工事着工の 30 日前まで）



ルールに基づく審査の適用を受ける行為等と適用される基準

※詳しくは、六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会にご相談ください
凡例：「○」…適用される基準 「△」…望ましい基準 「―」…対象外

ルールに基づく審査の適用を受ける行為等 適用される基準内容	(1) 土地の区画形質の変更 (敷地の分割、道路の新設、切土、盛土等)	(2) 建築物の建築 (建築物の新築、増築、改築、移転、塀、日よけ、フェンス等の設置)	(3) 工作物の建設又は設置 (看板、案内板、自動販売機、電柱等の設置)	(4) 建築物等の用途の変更 (事務所から飲食店等、車庫から物販店舗等)	(5) 建築物等の形態又は意匠の変更 (外壁の変更、屋根の葺き替え、看板の取り替え等)	(6) その他ルールに抵触する行為
ふれあい通りに関する基準（ルール第 6 条）	―	○	○／△	○／△	○／△	△
消防活動上有効な通り抜け通路に関する基準（ルール第 7 条）	○	○	△	△	△	△
敷地に関する基準（ルール第 8 条）	○	○	△	△	△	△
建築物等に関する基準（ルール第 9 条）	○／―	○	△	△	△	△
アーケード状の上家に関する基準（ルール第 10 条）	―	○	△	△	△	△
防災の取組に関する基準（ルール第 11 条）	○	○	○	○	○	○
安心・安全な商業環境保全の取組に関する基準（ルール第 11 条）	○	○	○	○	○	○

編集・発行：六角橋商店街連合会（2014 年 5 月発行 初版）

住所：〒 221 - 0802 横浜市内神奈川区六角橋 1 - 10 - 2 電話：（事務所）045 - 432 - 2887 ／（不在の場合）045 - 432 - 4305